

第二章 消防・防災

第一節 本村の主な火災

甲斐国志に「此ノ村水ニ乏シキ地ニテ北山ノ溪水ヲ覓ヲ以テ村中へ引来リ木ヲクボメテ水舟トナシタムヘ置キ男女集リテ之ヲ汲ム或ハ家ヲ去ル事四五町ノ所アリ冬月ニ至レバ水溜レテ湧キ出デズ因リテ雪ヲ消シテ飲食ノ用ニ備フ春ニ至リ二三月ノ比雪漸ク消エテ水猶ホ出デザル事アリ或ハ夏月ニモ旱魃シテ雨フラズ渴水ノ時ハ此レヨリ東北二里余ニシテ河口ノ湖水ヲ汲ム」とあるように、河川湖沼のない本村にとっては、生活用水はもとより、消火のための水にとほしく火災は恐ろしいものの一つであった。このため古くから井戸掘りや水溜池の確保に苦心してきたようである。鳴沢村教育委員会同文化財審議会がまとめた「鳴沢村歴史年表」にも、次のような記述が散見される。

明暦三年（一六五七）水源地横穴六尺ばかり掘る

明治二十三年（一八八九）船津井出小右エ門に依頼して西村

天保十年（一八三九）名主太右エ門、久右エ門、水源地横穴

に三〇尺ばかりの立井戸を掘ったが水が出ることなく、こ

五尺を掘足す（万延二年まで工事続く）嘉永二年（一八四

れ又中止となった

九）魔王様下に井戸掘る（一八尺水出ず）

当時の人びとの水を求めている苦心をうかがい知ることができよう。

消火用水の確保にも努力が払われた。明治時代になってからのものであるが、次のような文書が残されている。

約定締結書

明治式拾八年九月廿三日渡邊庄三郎ト当区消防頭取同組頭トノ間非常用備水溜池貸借ニ付立会人一同熟議約定ヲ締結スル左ノ如シ

第一渡邊庄三郎所有地当区地内字水木草里第三百三十四番之地ヲ非常用備水溜用地ニ貸借スル事

但シ貸借年限ハ永久無期限トス
第二本地所ノ借料トシテ永久年々金壹円六錢六厘ヲ当区消防費ニテ支払フ事

第三本約定ヲ確守スル為メ各署名捺印シテ正書式通ヲ作り一通ヲ地主一通ヲ当区々々長ニテ保存スル事
右約定ヲ締結スル如件

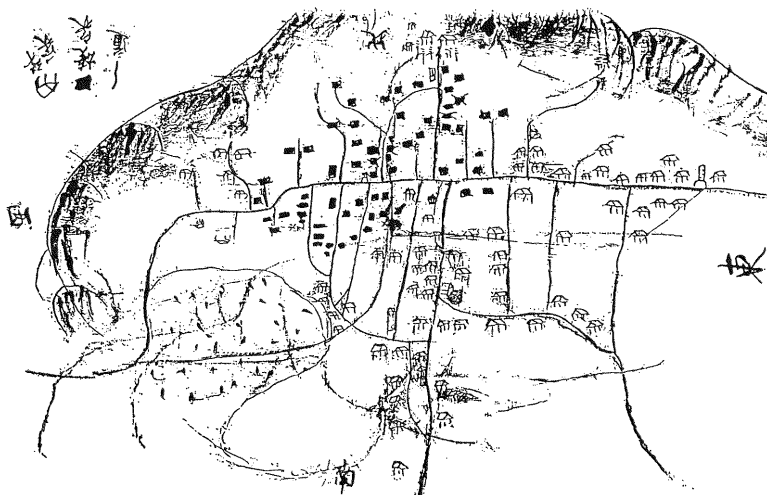
明治二十八年九月廿三日

この約定に署名捺印しているのは、地主渡辺三郎、消防頭取小林伊助、三浦国平、消防組頭渡邊宗太郎、小林亀太郎、渡邊長吉、渡邊春松、渡邊彰、渡邊福松、渡邊桂次郎、三浦栄次郎、非常警番頭渡邊興左衛門、渡邊善次右衛門、立合人として、小林丈右衛門、梶原重幸、佐藤直右衛門、渡邊国本、三浦嘉重、渡邊佳太郎。そして第一区長三浦良平の人達である。

明治以前の火災

古い時代のものについては、まとまった記録がないので、断片的にししか推測することができないが、通玄寺伝によれば、元和元年（一六一五）鳴沢村に大火があり、このとき通玄寺が焼失した。また、正徳六年（一七一六）四月成沢村名主から差し出された御巢鷹証文についての口上書の中に、「…申伝へ候御証文等之儀ハ廿八年以前鳴沢村出火仕り其節焼失仕り候…」とあり、このような証文を焼いてしまうような火災が、本村に発生していることがうかがえる。

江戸時代末期になり、郡内領の農民の蜂起にはじまって、甲斐国内の空室前の大騒動にまで広がった、いわゆる天保の郡内騒動の起きた前の年、天保六年（一八三五）に、百三十軒余りが焼けるという大火災が発生した。通玄寺蔵の「諸式諸納覚」に次のような記録がある。



江戸末期のものと思われる焼失家屋一覧図

やけ見舞

一 四百文帳面之代

一同三百文□代

是ハ天保六年末十一月成沢百廿軒余火事焼失いたし候ニ付寺入用諸帳面のこらす焼失いたし候、依之成沢村せわ人より、あいたのみ、大田和せわ人持之、帳面かきしるし、帳面を成沢村せわ人へ見舞進上仕候

天保七年丙甲七月廿四日

また、江戸末期のものと思われるが、火災で焼けた家、焼け残った家を書き分けた図面が残されている。約六十軒が焼けた家とかかれており、火元も明示されているが、いつごろに発生した火災であったか、残念ながら記録がない。

明治の火災

この時代の本村の火災については、明治元年から十二年までの記録をまとめた『山梨県史』に見られるのみである。総じて小さい火災のみであるが、次に抜粋してみよう。

◎明治二年二月中災

都留郡成沢村

火元 助右衛門

類焼宅戸

◎明治六年五月廿二日午後十時失火

都留郡第五区

鳴沢村農

渡辺小十郎

居宅壱軒

灰小屋壱ヶ所

渡辺弥兵衛

株小屋壱ヶ所

◎同年十一月廿五日午前三時

都留郡第五区

鳴沢村農

火元 小佐野助右衛門

類焼共居宅五軒

物置小屋壱ヶ所

◎明治八年十一月十七日午後八時

都留郡第五区

鳴沢村農

なお、『山梨県史』の明治十年の項に、火災による被災者に対して救済の手をさしのべた状況について、県令藤村

紫朗名で、内務卿大久保利通代理内務少輔前島密宛に出した具申状の内容が集録されているが、次のとおりである。

米五斗七升 本年五月中下米相場

此代金弍円参拾六銭六厘 但米壱石二付金四円拾五銭

是ハ本年六月廿八日午前二時頃甲斐国都留郡鳴沢村平民清水仲右衛門外四人火災ニ付日数十五日ノ間男四人女拾三人 内六
十歳以上男壱人 十五歳以上男三人 合拾七人へ為救助相渡候分

この具申書の日付は、明治十年七月十六日となっている。明治時代までの本村の火災について、記録として残っているのは以上の数例にすぎない。

昭和の火災

昭和に入り、特に戦後は消防組織や設備等もしだいに整備され、消防力は飛躍的に向上したが、それでも県内各地に火災は絶えなかった。本村においては、特に大きな火災が発生することはなかったが、村役場から県への火災報告がいくつが残されている。その状況は次のとおりである。

第二章 消防・防災

発第九四号 昭和二十五年二月二十五日
 山梨県南都留郡鳴沢村
 火災報告

山梨県南都留郡鳴沢村
 報告作成

小林喜重

屋外防火施設	屋内防火施設	延焼理由	状況	火災状況	消防隊到着時刻	方法	覚知	程度	焼失	日時	火元
防火用貯水槽を使用尚水源地に設置してある非常用貯水池を使用	なし	建造物が密集し木造建築である上に工場に於ては可燃性のもの(油)を使用する 尚数日來の晴天にて乾燥していた	村落の中央であるので家屋の稠密度は密集していた 附近 農家住宅四、商店三、倉庫五	午前一時二十分夜警勤務者発見したるも其の時既に製粉加工場と大田和区事務所の間の軒まで延焼したちまちに同建物を焼失する	午前一時二十五分	警鐘サイレンにより報知する	夜警による覚知	延坪数 五一坪七五	全焼 三棟 工場一、事務所一、物置一 半焼 三棟 普通住宅一 物置二	昭和二五、二六、二五 発火 午前一時頃	山梨県南都留郡鳴沢村三一九八番地
					罹災者の数 なし	原因の火災 目下調査中	見積 損害額	罹災の種類 木造亜鉛葺平家 製粉工場一、公共事務所一、一般住宅一物置三	罹災の種類 木造亜鉛葺平家 製粉工場一、公共事務所一、一般住宅一物置三	覚知 午前一時二十分	鎮火 午前三時三十分
					火災保険 製粉工場 二十万円		見積 建物並に工場内機械器具 物置雑件 約八十五万	状況 風速一米 風位 西南風 天候 晴 夜間暗し			

第二章 消防・防災

山梨県総務部長殿
 昭和三十六年一月五日午後十一時二十分
 火災事件報告

鳴沢村長 渡辺 伝

発第二九号

火災状況	周囲状況	延焼理由	家内防火施設	屋外防火施設	防法禦	水状地形	出動隊	火災による教訓	その他
午後八時四十分火災現場に近い住宅の者屋外に出た際発見し大声で火災と報知するも現場に至る時は既に屋根に類焼していたので畑の中にあつた建物のため水利の便悪く全焼する	部落の住宅より約一軒離れる県道に沿つていた飼料貯蔵小屋で附近には建物はなかつた	延焼なし	なし	なし	消防破壊器具 消防消火器具	部落より離れたる地に転在せる杭建物置であるので水の便悪し 発火地より約二軒離れたる地点の防火用貯水槽より吸水する	腕用ポンプ 二台 家庭用 小型消火器 二台 出動人員 村内消防団員 八十一名 一般村民 五十名		

配 状 況	消 防 手	損 害 額	人 畜 死 傷	物 建 失 焼				氣 象 狀 況		火 災 原 因	火 元 の 住 所 氏 名	日 時	災 害					
				直 ち に 消 止 む	半 焼	全 焼	種 類	風 向	風 速									
防 禦 方 法 は 消 防 消 火 器 具 一 破 壊 機 具 を 使 用	消 防 団 員 一 〇 〇 人 女 子 後 援 隊 員 一 四 〇 人 一 般 民 二 五 〇 人	建 物 衣 類 敷 物 家 具 其 他 計 燒 失 損 害 見 積 金 額 二 七 、 五 〇〇 円	な し	戸 数	棟 数	戸 数	棟 数	戸 数	棟 数	全 燒 半 燒	罹 災 世 帯 数 燒 失 坪 數 延 坪 數	風 向 西 南 風 風 速 一 米 半 濕 度 七 度	當 日 夕 刻 村 内 を 徘 徊 し て い た 浮 浪 者 の 失 火	鳴 沢 村 一 八 三 番 地 三 浦 清 政 (六 五 才) 小 林 熊 太 亮 (五 九 才) 小 林 吉 吉 (七 一 才) 小 林 皇 士 朗 (四 七 才) 農 業 各 人 所 有 の 家 畜 飼 料 置 場	二 六 、 一 、 五 午 後 七 時 三 十 分 一 月 五 日 午 後 七 時 四 十 分 一 月 五 日 午 後 十 時 三 十 五 分	発 火 發 見 鎮 火		
				住 家	非 住 家	合 計	全 燒	半 燒	七								六 坪 二 四 坪	七
				五	五	二 六 〇		一	一								一	一

第二章 消防・防災

人畜死傷	失		焼		気象状況		火災原因	火元住所氏名	日時	災害	備考
	直ちに消しむ	半焼	全焼	住家	非住家	風向					
該当なし		一		戸数	棟数	西風	風呂場の煙突よりの飛火	鳴沢村 三一六〇 三浦義員	五月七日 午後一時二十分頃	発火	村落落西側にある熔岩地帯の窪地を利用した家畜飼料乾草小屋で住家の散在してある地点にあり住家の納屋を半焼したのみで被害は過少である水利の便が悪いので消火に困難な状況にあった。焼失建物は密着してあったので全焼した
		一		戸数	棟数	風速					
				戸数	棟数	六米			五月七日 午後一時三十分頃	発見	
				戸数	棟数	湿度			五月七日午後一時五十分	鎮火	
				合計	罹災世帯数						
				全焼	一						
				半焼建坪	焼失坪数						
				三、五〇坪	延坪						
				六、〇〇坪	三、五〇坪						
				六、〇〇							

山梨県総務部長殿
火災事件報告

南都留郡鳴沢村長 代理助役 佐藤 武茂

発第二五〇号 昭和二十六年五月七日午後三時二十分

備考	消防状況	損害額				消失損害見積金額
		建物	内容	其他	計	
村部落中央に有る畜舎(草葺)より発火人家は密集する、乾燥して風有るも水利の便がよかったので消火は容易であった	消防団員 四五人、消防団女子後援隊 五三人、一般 二六〇人 腕用ポンプ 二、小型軽便ポンプ 九、発見と同時に手配をなす	二	衣類 穀物 家具	五	三三	六〇、〇〇〇円
		二六				

火災確認証として残されているものとして次のものが見える。

火災発生確認証

発火 昭和三十年四月二十二日午後四時二十分頃

発見 昭和三十年四月二十二日午後四時二十五分頃

鎮火 昭和三十年四月二十二日午後六時十分頃

火元の住所 南留郡鳴沢村三、八四四 渡辺徳市

焼失建物 所有の住宅一、物置一、各全焼

原因 取灰の不始末

右の通り相違ないことを確認する。

昭和三十年四月三十七日

鳴沢村長 渡辺英一

なお、火災報告書は残されていないが、昭和三十一年四月一日付で小林忠明消防団長から「弔慰見舞金申請書」が出されている。その火災は、昭和三十一年三月十六日午前一時四十分鳴沢村六五六番地三浦重隆氏の納屋から発火し、隣接の本屋(住家兼たばこ小売店輔)に延焼したものである。草葺屋根であったため、この草葺屋根の破壊作業に当

たつていた消防団員が、作業中ポンプの放水を受けて転落死するといういたましい事故があつた。殉職されたのは、鳴沢消防団破壊係の清水良知氏で、三十代の若さであつた。

昭和三十年代にあつては、このほかに三件の火災報告がされている。その概要は、昭和三十三年四月十六日十一時三十分出火、十三時三十分ごろ鎮火したが、火元の家ほか四棟を全焼、一棟を半焼し二世帯十四人が罹災している。（損害見積額三百万円）。この時の「教訓」として「農繁期のため住民は山畑に作業していた。覚知時刻（十二時五分）が遅れていたこと、焼失家屋全部が草葺の可燃焼家屋であること、道路の曲甚だしい上に極めて狭いため交通が難であつたこと」と付記されている。

翌三十四年三月八日、一時四十分渡辺トク氏方から出火、同家（罹災数四人）を全焼して三時に鎮火したが、損害見積額八十万円と報告している。

昭和二十七年七月の消防団発足以来、本村には大火の発生はなく件数も少ないが、終戦直後のころの火災は「主に浮浪者による火の不始末を原因として、牛馬の飼料用乾燥草の貯蔵小屋から発生したものである（山梨消防の歩み）『鳴沢村三十年の思い出』。と記されている。

山林の火災については、昭和二十四年五月に本村内の県有林で発生した火災がある。その時県に報告された内容は次のとおりである。

山梨県総務部長殿

林野火災事件報告

鳴沢村長 渡辺静憲

所在地	鳴沢村富士山恩賜林 同部分林
所有者	県有地

林種別	五年生落葉松
林況	二年前殖林した落葉松の一部
焼失面積	鳴沢村富士山部分林萱場 三十五町歩 富士山恩賜林保護組合部分林 二十六林班殖林地 十三町歩 県有恩賜林地三十六林班 鳴沢村部分林殖林地 二町歩
焼失物件	恩賜林地地区殖林落葉松 約五百石 鳴沢村部分林落葉松 約百石
損害価格	約五万円
発火及鎮火の日時	発火 昭和二十四年五月十一日午前十時頃 鎮火 昭和二十四年五月十一日午後六時二十分頃
発火原因	通行人のたばこの吸殻
気象状況	風向 西風 風速 十二米 湿度 三五%
防火状況	発火地点と部落との間約五軒の山林地にして火災の発見は約二十分後、消防団八十六名、村民林野後援員百六十名にて消火につとむ。菅草場の残草芝地と岩石地帯の苔で消火は困難であった。夜間強風であったので消防員三十名で監視する。

第二節 消防団の沿革

江戸時代の消防

消防のはじまりは、江戸の火消制度である。「火事と喧嘩は江戸の花」といわれたように、江戸では火災が頻発し

た。たとえば「江戸の町人たちの集居地帯であった、いわゆる下町一帯、日本橋から神田ならびにその東側の横山町・人形町・伝馬町などの町人主体の町地にあつては、明暦の大火（明暦三年（一六五七）から天保十二年（一八四一）の大火までの百八十五年間に、たとえば堺町・葺屋町の中村座・市村座は三十三回全焼。日本橋の瀬戸物町とか小田原町なども、ほぼこれに近い頻度で全焼している。ということは五年から六年に一度は火災で全焼するというのが、江戸の下町の町人の被災実態であつた。」（西山松之助著『江戸ッ子』江戸選書1）というほどであつた。また、吉原健一郎の『江戸災害年表』によると、文献に記録されている火災だけでも、天正十八年（二五九〇）の徳川家康の江戸入府以後、慶応四年（二八六八）の江戸時代の終わりまでの二百七十九年間におよそ一千八百件にのぼっている。このうち大火と呼ばれるものは約九十件あり、消防設備ができた享保年間には火災被害の割合はかなり少なくなつたが、頻度の高い時代は、二年か三年に一度という割合で、江戸町民は焼け出されていたのである。

明暦の大火

本格的な江戸消防組織が誕生したのは、寛永二十年（一六四三）である。六万石以上の大名で編成して火消し役を命じたいわゆる「大名火消」である。しかし、これだけで発展しつゝあつた江戸の町の消防対策としては不十分であつた。幕府が本腰を入れて消防組織の常設に踏み出したのは、明暦の大火以後であつた。俗に「振袖火事」と呼ばれるこの火災は、明暦三年（一六五七）正月十八日に本郷丸山の本妙寺を火元として発生し、翌十九日にも燃えひろがり、未曾有の大火災となつた。この火災の状況を記録した『武蔵鑑』^{むさしのかん}という書物には、「昼夜四日の大火事におびただしき旋風^{まわぜ}ふきて、猛火さかんになり、十町廿町をへだてし、飛こえもえあがりけるほどに、前後さらにわきまもなく、諸人にげまどいて、焰にこがされ、煙にむせび、又は大名小名の家々に、日ごろとしごろひぞうして立飼れたる馬ども、いくらといふかずしらし、家々火かかれば、すべきかたなく綱をきりて追はなしやられしかば、此馬ども人と火

とにおどろき、逸散にかけ出し、あまたむらがりたる人の中につけこみ、行つまりて人と馬とおしあひもみあひたれば、これにふみ殺されうちたをされ、火にやかれ煙にむせび、あそこ爰こゝの堀溝に百人二百人ばかりづつ死にたをれてなしといふ所もなし」と、その悲惨な様子を伝えている。

この火災で当時の江戸の町の六〇%以上が焼土と化したという。そして、「江戸城本丸・二の丸が焼け落ちたほか、大名屋敷百六十、旗本屋敷七百七十余、寺社三百五十余、町屋四百町を焼き、赤坂・四谷を除く当時の江戸の大半が焼失した。死者は、詳細には不明であるが、十万人を越したという。」(西山松之助編『江戸町人の研究』第五卷)有様であつた。

余談になるが、「振袖火事」と呼ばれるようになったのには、次のような因縁話がある。火元となつた本妙寺の檀家であつたある商家の娘が、墓参の途中で、寺小姓風の美少年に一目惚れしてしまつた。その美少女が着ていたと同じ紫縮緬ちぢめんの振袖を抱きながら、その娘は十七歳の若さでこがれ死んでしまふ。その後、この紫縮緬の振袖を手にした若い女性があいついで死に、その振袖が本妙寺におさまるといふ奇妙なことになつた。住職は、死んだ娘たちの菩提ぼだいを弔うため、振袖を焼き棄てようとした時、突如として一陣の風が吹き、火のついた振袖が空へ舞いあがり、その火で本堂はたちまち炎に包まれた。まさに振袖伝説である。

この大火の翌年の万治元年(一六五八)に、「江戸中定火之番」すなわち「定火消」を創設したのである。旗本四人を頭かしらとし、与力・同心を付屬させ、臥煙がえんと呼ばれる火消人足を配して消火に当たさせた。その構成は『江戸町人の研究』によると、

与力 役番一名、纏番正一名、副一名、梯子番一名、水番一名の五名

同心 上番（屋上指揮）十名、下番（屋下指揮）五名、水番十名、残番五名の三十名
 臥煙 纏持大八名、小四名、玄蕃樋持大四名、小二名、梯子持十六名、鳶口十名、籠持二名、用箱持一名、部屋頭三名、割役二名、他に約五十名の中間の計約百名
 というのが大体の構成であったようだ。

この定火消は、多いときには十五隊ぐらいあったが、幕府財政とのからみもあり、十隊という時代が長く続いた。しかし、幕末には次第に数を減じ、慶応三年（一八六七）にはわずか一隊百二十八名を残すのみとなっていた。

大名火消や定火消は、主として江戸城や城廓、武家屋敷の消防および警戒のために設置されたようなもので、一般町家までその力が十分に及ばなかったと思われる。

享保二年（一七一七）二月、町奉行に就任した大岡忠相は、各藩の石高に応じて人足を抱えるよう定め、藩邸の周辺の消火に当たると命じた。いわゆる「各自消防」で、初期消火をめざして、積極的に町家の消火にも当たらせようとしたのである。その翌年、大岡忠相は町人自身による消防の組織化に着手した。『徳川実記』||有徳院御実紀・卷七||に町火消について次のように記録されている。享保三年十一月のことである。

此月市井防火の隊を定めらる、風の上、風のわきとも、二町の間は速にはせゆきてうち消すべし、一町三十人より減すべからず。それより多きは、心に任すべしとなり、又火災のとき速に馳集るべしとかねて令せられしによって、その旨さとし、各心用ひ撲滅するよし聞ゆ、来二月まで自身番、中番ともゆるさる。殊更心いれ、火をいましむべし、もし此後馳集る事怠慢するか、あるひはしばしば失火せば、その市井のみ、もとのごとく自身番、中番とも命ぜらるべければ、その心すべしとなり、

この時幕府は、町家に出火した場合、風上、風脇左右各二町計六町から人足三十人ずつ出動すること、目じるのため昼は小のぼり、夜は提灯を用意すること、監督のため、名主、月行事も出動することなどを規定した七カ条の申

し渡しを行っている。

その後、消火の実態に即さない面を改めるべく、享保五年（一七二〇）町奉行所は町火消組合の再編を命じた。いわゆる「いろは組合」のはじまりである。享保十五年（一七三〇）には、いろは四十七組を一番から十番までの大組に分けるとともに、火消人足の数を一町三十人から一五人に半減したりしたが、この段階で江戸の町火消組合はほぼ完成したといえよう。そしてやがてその活動ぶりから「江戸の華」といわれるようになるのである。

本県の町火消

本県における消防のはじまりは、万治三年（一六六〇）に設置された甲府町火消制度である。

万治三年正月二十六日甲府に大きな火災が発生した。甲府伊勢町（かつての山田町）一丁目江戸屋五郎兵衛方から出火した火は、翌二十七日まで燃え続け、二十余町三百二十四軒を焼き尽くしたという。これによって四組からなる火消組合が設置された。

これは、江戸消防制度にならったもので、各組人足百五十人、総計六百人、装備としては梯子つるべ・円座・とび口・手桶・纏・提灯などでその活動は主として延焼防止にあつた。その後には江戸に「いろは四十八組」の町火消が生まれたのである。天保年間江戸から帰った連雀町の内藤岩吉は、この制度をとり入れ、統制ある町火消を確立し、私費で消防夫百人にはんてんを配布、自ら組頭となつた（『県政六十年誌』）という。

このように、甲府火消は、江戸火消と同時代に生成されてきたのであるが、当時の消防の作業は、もっぱら破壊消防で、驚人足のような作業であつた。「竜吐水」も主たる消火用具であつたが、ボヤのうちならある程度消火に役立つたであろうが、火の勢いが強まってしまうと効果は乏しかったであろう。いずれにしても、江戸時代の消火方法は、破壊消防が主力であつた。

明治・大正時代の消防

江戸幕府が崩壊して、明治時代になると、江戸は東京となり、町火消は東京府に移された。そして、明治二年（一八六九）には定火消が廃止となった。

翌明治三年東京府に消防局が設置され、町火消は「消防組」に改められた。明治四年に司法省に警保寮が設置されると、消防事務は警保寮へ移され、翌明治五年「いろは四十七組」は廃止された。明治六年消防事務は内務省へ移管になり、東京府下の消防は翌七年に新設された東京警視庁の市内六行政区に設けられた警視庁出張所に分属されることとなった。この時の消防組は、三十九組二千七百三人であったという。

明治二十七年（一八九四）政府は、消防組の育成をうながすため、「消防組規則」を制定し、消防組の全国的な統一を図った。同規則第一条に「知事ハ職権又ハ市町村ノ申請ニ依リ火災ノ警戒防禦ノタメ消防ヲ設置スルコトヲ得」と規定されている。ここに、府県知事管掌の公設消防が、明確に位置づけられたのである。

大正時代に入り、警視庁は、今までの消防本部を消防部に改め、はじめて専任の消防部長を設置した。

大正四年（一九一五）には、「消防規則施行細則」が制定された。これには組織、機械器具、命令、服務、給与などの細かい点まで規定され、消防組はしだいに自治体の中核的団体へと成長していくのである。

大正八年七月には、「特設消防署規程」が公布され、これに基づいて大阪・京都・神戸・名古屋の各市に消防署が設置され、さらに大正十年九月には、横浜にも置かれることとなった。

本県の消防

本県においては、明治十一年三月、県令藤村紫朗が消防組規則を制定し、消防組合の拡充を図った。『山梨県政六十年史』によれば、甲府市消防組は五組となり、この時の各組の定員は次のとおりであった。組頭一、小頭二、ポン

プ一、同小頭一、纏一、筒先二、梯子二、刺股二、ポンプ係十八、鳶十七、計四十八名。

これらの組合は消火・防火のほか、天災や非常の際には市内の警備、市民の救護に当たったばかりでなく、隣村の消火に応援出動するまでになった。そして、明治の文明開化にもなつて、消火技術、手段にも変革がみられ、長鳶に代わつてポンプが登場し、今までの破壊消防から冷却消防へと移行していくのである。

明治三十八年には、甲府市に県下で初の蒸気ポンプが導入された。『甲府市卅年史』（大正七年甲斐新聞社編）は、次のように記述している。

尚從來使用したるハンド唧筒威力甚だ薄弱なりしゆえ、明治三十八年十月蒸気唧筒一台を購入して其の格納所を甲府警察署内に設け、明治四十一年更に又一台を購入して其の効果頗る多大なりしが、水道通水後は所々に私設消火栓を設け、且其水圧力を利用して防火用に供することを得るが故に消防上多大の便益を生じたり、又甲府警察署構内に鉄製大望火楼を設け、望火夫一名常に之に起居せるが故に出火ある時は直ちに警報を伝へて消防組の活動を迅速ならしめ居れり、故に市の消防設備は略ぼ完整を告たりと云ふも不可無し、

この甲府市における常設消防が、今日の甲府地区消防本部の起源とされている。

本村の消防

明治二十七年に制定された消防規則に基づいて、県下では、甲府市消防組とともに、郡部の十九ヵ村に初の公設消防組が誕生した。その後年々増加し、明治四十五年（一九一三）には、県下に百十三組が設立されたのである。

本村の公設消防組が発足したのは、明治四十五年四月十九日であつた。もちろん公設になる前から本村にも消防組が置かれていた。資料が乏しいため、そのころの経緯は明らかではないが、当時の消防力を次の表によってわずかにうかがい知ることができる。

消防夫及ヒ全器械取調表

村名	組名	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
大嵐村	〃																			
鳴沢村	大田和組	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	鳴沢組	一	〇	〇	〇	〇	八	〇	一〇	一〇	一二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四九人	
																				二五人
																				四八人
																				四九人

これは、明治二十一年（一八八八）の記録であるが、鳴沢と大嵐村が合併する前年である。鳴沢村としては、二組の編成になっている。消火器具も、龍吐水と鳶口のみであり、消防力としてはまことに微力なものだったに違いない。明治三十年代になると、龍吐水は次第にポンプにとって代わられ、消火設備の整備もはかられていくが、まだ、破壊消防主力の域を脱しているとはいえないものである。

明治三十二年、同三十六年、同三十九年の年報から当時の本村の消防力を知ることができる。

消 防 組		消 防 組		消 防 組		消 防 組		消 防 組		消 防 組		消 防 組		消 防 組		消 防 組		消 防 組		
組数	人員	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
六	一七〇	二	三	六	〇	六〇	五二	八〇	四	四	二〇									
		梯子	ポンプ	龍吐水	水桶	鳶嘴	提灯	喇叭	火覆板	其他										
		梯子	ポンプ	龍吐水	水桶	トビロ	提灯	ラッパ	火覆板	其他										
		二	五	三	五〇	五二	八〇	四	四	二〇										
		一七〇	二	二	二	二	二	二	二	二										
		一七〇	二	二	二	二	二	二	二	二										

明治三十六年十二月卅一日現在

明治三十二年十二月卅一日現在

消 防 組

明治三十九年十二月卅一日現在

組 数	人 員	器 械									
		〇	梯子	ポンプ	龍吐水	水桶	鳶嘴	提灯	喇叭	火覆板	其他
六	一八五	二	三	六	〇	六〇	五二	八〇	四	四	二五

なお、昭和初年に作成されたものとみられる鳴沢消防組の表彰具申のために作られた「調査書」に、消防組の沿革として、「従来私設消防組トシテ活動シ居タルモ 明治四十五年四月十九日公設消防組ニ組織ヲ変更セリ」とあり、つづけて、「大正二年八月七日恩賜林西湖村地内ニ失火ノ際消防ニ尽力シ山梨県知事若林齋蔵閣下ヨリ賞状並ニ賞金ヲ授与セラレタリ」、さらに、「大正十四年四月十五日特ニ林野消防トシテ其ノ設備ヲナス」とあるように、富士山麓の恩賜林を擁し、村の面積の大部分が山林である本村にとって、林野消防も消防組の大きな役割の一つであった。

昭和時代の消防

第二次世界大戦以前 大正から昭和にかけては、いわば消防の充実期とされているが、人口の都市集中化傾向や時局の緊迫化にともない、消防の機構、人員、設備も増大し、充実していった。すなわち、「大正より昭和に入りて、本県消防組は、形式内容共に益々充実し昭和八年より全県公設化の大業を目標として進み、昭和十一年四月遂に之を完成し、一市十四町二百二十三カ村の全部に公設消防を設、その数二百三十四組、組員三万六千四百八十六人に達したのである。」(『山梨消防現勢』昭和十一年峡中日報社発行)

昭和七年十二月二十七日訓令甲第二十九号で、次のように「山梨県消防信条」が発せられた。

- 一 消防組員タル者ハ常に犠牲奉公ノ精神ヲ培ヒ水火変災ニ當リテハ身ヲ挺シテ直ニ之ニ赴キ敏捷果敢其ノ職責ヲ全ウスヘシ

二 消防組員タル者ハ服務ニ関スル規定ヲ遵守シ常ニ警察官吏ノ命令及上班ノ指示ニ従ヒ最モ嚴肅ナル規律ヲ保持スヘシ

三 消防組員タル者ハ機械器具ノ取扱並技術ノ鍊磨ヲ懈ラス常ニ施設ヲ備ヘテ進テ水火災ノ予防ニ努ムヘシ

四 消防組員タル者ハ内和衷協同ヲ旨トシ外國家公益ヲ念トシ常ニ護郷ノ精神ニ基キ地方自治ノ發達ニ貢獻スヘシ

五 消防組員タル者ハ信義ヲ重シ礼節ヲ尚ヒ品性ヲ高潔ニシ言行ヲ慎ミ以テ民衆ノ儀表タルヘシ

さて、前出の「調査書」から、昭和初期の本村消防組の活動状況をみてみよう。前出の沿革につづいて、

二 消防組員數、設置区域

消防組員數 組頭以下百名
設置区域 鳴沢村一円

三 消防組活動ノ状況並一般信用ノ状況

組員一致克ク災害ノ予防ニ力メ 村内ノ治安ニ任ジ 一般村民信頼ノ益々加ハハリツツアリ

四 村其他ノ団体トノ關係状況

村經濟ノ向上ヲ図リ 組員ハ常ニ社会奉仕の觀念ヲ以テ事ニ当リ 他ノ団体トノ連絡ヲ図リ 意志ノ融和ニ任ジ 或ハ之ヲ指導シテ其ノ尊敬ヲ受ケツツアリ

五 表彰スベキ事項

1 社会奉仕事業

イ 道路開鑿

本消防組設置区域内ハ岳麓開発ニ伴ヒ近年遊覽客益々増加シ 自動車其他交通車漸次其ノ數ヲ加ヘツ、アリ 然ルニ本村内県道字魔王ヨリ日蔭林ニ通スル約二百五十間ノ道路ハ道幅狹隘ニシテ加エ山ノ中腹ニ位置シ 湾曲甚ダシク為ニ危険多クシテ交通不便ナル上ニ 生業ノ為往復スル村民ノ不便亦甚大ナルモノアリ

当消防組ハ之ヲ袖手傍觀スルニ忍ビズ村当局ニ其ノ善後策ヲ図リタルモ 時恰モ村經濟ノ緊縮ニ伴ヒ之ヲ改修スルハ消防組員ノ奉仕ニ依ルノ外ナキニ至リタルヲ以テ 九月十日ヨリ設計ニ着手シ 爾來組員ヲ督励シテ毎日雨天ヲ除ク外四十人宛出勤セシメ 出勤人員五百人余ヲ要シ 難工事ノタメ爆発藥ヲ使用スルコト三十円ニシテ 熔岩地内ニ延長二百四十八間

幅員二間一尺ノ産業道路ヲ新設セリ

而シテ組員ハ一致シテ誠意事業ノ進捗ニ力メ 連日ノ出勤ニモ欠席スルモノナク 毎日午前七時ヨリ日没ニ至ルマデ協力奮励以テ本事業ヲ完成シ 一ハ本村民ノ生産品運搬ニ多大ノ便宜ヲ与ヘ 一ハ遊覽者ノ便ニ供スルコトヲ得タリ

ロ 道路改修

村内名勝地紅葉台ハ益々開発セラレツゝアルモ 之ニ通スル道路ハ從來修理セラレタル事ナキヲ以テ 当消防組員ハ大正十五年総員二日間出勤シテ之ヲ開鑿シ 自動車ノ往復シ得ル如クナシタルモ 其後漸次荒廢セルヲ以テ十月二十日ヨリ二日間全員出勤シテ大改修ヲ施シ 遊覽者ニ好感ヲ与フルコトヲ得タリ

2 水利開発

本消防組設置区域ハ從來水利不便ナリシヲ先年消防用貯水池ヲ設置シテ 火災ノ際相当ニ有効ナルヲ得タルモ一朝大火災ノ見舞フ処トナランカ給水ノ不足スル場合ナシトスル能ハズ 依テ昭和四年水源地ニ大貯水池ヲ設ケ其ノ不足ヲ補フ如ク設備シタリ

この時設備した貯水池は、次の内訳表のとおりである。

貯水池工事内訳表

一 起工事由及能力

高サ九尺 長サ十七尺五寸 幅十五尺ナル大貯水池ナルモ 冬季渇水時ニ於テハ満水ニ至ラズシテ 各配水線ヨリ小貯水池(内容六尺立方)ニ至リ何等貯水池トシテ非常時ノ用ヲナサザルノ感アリシヲ以テ 水道調節員ノ援助ヲ受ケテ 四月十一日起工シ 五月二日全ク満溢器ノ取付ヲ終リ 非常時ニ際シテハ 非常用配水線ヲ開口シ 冬線ノ調節ニヨリ任意ノ小貯水池ニ注水ヲ得ルニ至ル

二 貯水池満溢器取付計画表

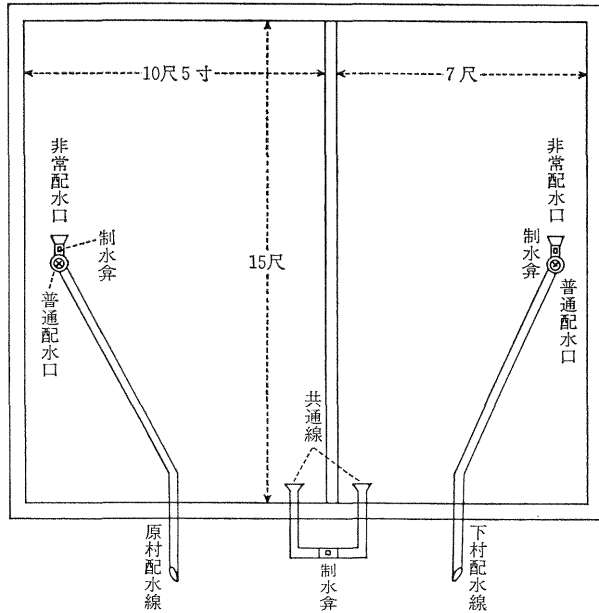
鑄鉄製制水弁(口径三寸) 二個 鑄鉄製曲管四十五度(六貫七百匁) 二個 同丁字管二個 鑄鉄管(長サ九尺、十七貫)
二個 ハンドル二個 ハンドル握り二個 ボールト五五本 ペンキ三百匁 セメント四呎 手間人夫百二十人 総計費用參百九拾七匁五拾貳錢

というものであった。また、この貯水池の平面図は、下図のとおり描かれている。

昭和六年（一九三一）九月に満州事変が勃発し、わが国もいよいよ軍事化への道をたどることとなる。これにともなうて防空問題が生じてきた。昭和八年には東京付近一帯で「関東地方防空大演習」が行われたほどである。そして昭和十二年に「防空法」が制定され、国防体制の整備に力が向けられていったのである。そして、内務省は、新しく強力な警防組織を設けるため、軍部の協力を得て、昭和十四年一月勅令「警防団令」を公布した。

これにより、明治以来の消防組と民間防空団体が合体して、新たに「警防団」が誕生し、同年四月一日全国いっせいに発足したのである。警防団令の概要は次のとおりである。

- 一 地方長官は、職権または市町村長の申請により、防空、水火消防その他の警防に従事する警防団を設置する。
- 二 警防団は、団長、副団長、分団長、部長、班長及び警防員で組織し、その区域は原則として市町村の区域による。
- 三 団長、副団長は、地方長官が命免し、その他の団員は警察署長が命免する。



非常用大貯水池平面図（図1）

四 警防団は、地方長官が監督し、更に警察署長が地方長官の命を受けて指揮監督する。ただし、特設消防署の管轄区内においては、水火消防に関する警察署長の職務は消防長が行う。

五 警防団に関する費用は、市町村が負担する。

この警防団は、戦後の消防団令が公布されるまで続くのである。本村における警防団についての資料は、第二次世界大戦の最中の昭和十七年のものがある。所轄の警察署から示された要綱に基づいて作定されたものである。

昭和十七年度鳴沢村防空教育訓練要綱

第一方針

防空ハ近代国家ノ不可欠ノ要素ナルト共ニ戦争ノ長期化ニ対応シ其ノ強化充実ヲ図ルノ要緊切ナルモノアルニ鑑ミ昭和十七年度ニ於テハ持ニ重点主義ニ則リ適切ナル教育及訓練ヲ施行シ以テ直ニ実戦ニ即応ノ防空態勢ヲ具現スルヲ方針トス

第二 教育訓練ノ施行区域

一 消防、防火、救護及之ニ付随スル業務ニ対シテハ村内全般ニ亘リ之ヲ施行ス

二 警報伝達、灯火管制ノ訓練ハ實際ノ防空警報ノ発令アリタル場合ニ於テ村内全般ニ亘リ之ヲ施行ス

第三 教育

一 目的

防空上重要ナル地域ニ於ケル防空指導者ニ対シ主要防空業務ニ関スル教育ヲ施行シ其ノ指導能力ノ錬成ヲ期ス

二 教育施設

防空指導者ノ教育ニ関シテハ別ニ計画ヲ定メテ施行ス

三 施行要領

町内吏員、警防団、特設防護団、学校報国隊、家庭防空群指導者ニ対シ消防、防火、救護、警報伝達、灯火管制ニ付、実施ヲ主トシタル教育ヲ行ヒ適確且實際的ナル知識技能ノ向上ヲ図リ指導能力ヲ錬成スルモノトス

第四 訓練

一 目的

大東亜戦争下ニ於ケル訓練ナルニ鑑ミ「戦ヒツ、教育スル」方針ノ下ニ従来行ハレタルガ如キ軍官民綜合訓練ヲ避ケ防空機関及防空設備資材ノ整備並ニ教育ノ進度ニ応ジ 小地域毎ニ合理的効果的ナル訓練ヲ施行ス

二 施行時期

警報伝達、灯火管制ノ訓練ハ實際ノ警報発令アリタル場合実地ニ付指導訓練ヲ行フモノトス
其ノ他ノ防護訓練ハ別ニ計画ヲ定メテ施行ス

三 実施要領

1 精神的訓練

大東亜戦争ノ本義及防空ノ重要ナル所以ヲ徹底シ空襲ニ際シテハ挺身防空ニ任スルノ気魄ト自信トヲ涵養振起セシムルモノトス

2 業務訓練

(イ) 警報伝達、灯火管制ニ付テハ實際ノ警報発令ノ際徹底セル指導訓練ヲ行フ

(ロ) 其ノ他ノ訓練ニ付テハ特ニ消防防火訓練ニ重点ヲ置キ 付随的ニ其ノ他ノ訓練ヲ行フモノトス

3 訓練ハ努メテ小地域毎ニ透徹セル訓練ヲ行フモノトス

4 訓練施行ニ当リテハ関係機関ノ連絡ヲ緊密ナラシムルモノトス

5 訓練施行ニ当リテハ予メ防空機関及防空設備資材整備ノ状況ヲ点検シ 訓練終了後ハ研究会ヲ開催スルモノトスル

6 訓練ニ当リテハ昼間ノ訓練ノミヲ行フコトナク夜間又ハ払暁日没時ノ訓練モ併テ施行スルモノトス

7 学校工場ハ空襲ノ主要目標トナルヘキヲ以テ此等ノ特設防護団学校報団隊ノ訓練ニ意ヲ須^もフルコト

防空体制は以後、警防団を中心として地域ぐるみのものへ移行していくことになる。戦況の悪化につれて、ますますその度を深めていくのであった。このころの警防団、防空器具整備状況は次のとおりであった。

南都留郡鳴沢村

一 警防団特設防護団等調（昭和一七、三、末現在）

戸 数	人 口	警 防 団			特設防護団		隣 保 班		摘 要
		団 数	定 員	現 在 員	団 数	団 員 数	班 総 数	一 班 平 均 人 口	
三 六 九	二 〇 七 一	一	一 六 六	一 六 六	三	二 三 五	一 七	一 二 二	

二 防空器具整備現況調（昭和一七、三、末現在）

種 別	ガソリンポンプ数			腕用ポンプ		防 毒 数	鉄 兜 数	防 毒 衣 数	摘 要
	大 型	中 型	小 型	大 型	小 型				
警 防 団	—	—	—	—	—	二〇	—	—	
特 殊 防 護 団	—	—	—	—	—	—	—	—	
計				二	四	一〇	—	—	

第二次大戦後

第二次世界大戦が終結すると、新憲法制定作業とあわせて、日本の民主化のための諸制度の改革検討が進められていった。消防制度の改革もその一つであった。

昭和二十二年（一九四七）四月三十日「消防団令」が公布され、それにもなつて「警防団令」が廃止された。そして、全国の市町村に新たに消防団が組織されたのである。

この消防団令では、消防団は郷土愛の精神をもつて社会の災厄を防止することを目的とし、水火災の予防、警防、水火災の際の救護、ならびにその他の非常災害における警戒および救護に従事するものとされ、市町村に消防団の設置を義務づけている。これを受けて本村では、次のように条令を制定している。

鳴沢村消防団設置条例

第一条 本村に鳴沢村消防団（以下消防団と謂ふ）を設置する。

第二条 消防団員の定員は百六拾六とし、其の区分は左による。

団 長 壹名

副団長 壹名

部 長 貳名

副部長 參名

班 長 拾貳名

その他の団員 百四拾七名

第三条 本村に鳴沢村消防委員会を設置する。

第四条 消防委員のうち村会議員及学識経験者を以てこれに充つべき者の定数は各參人以内とする。

前項の規定による委員は村会議員に就ては村会の議決でこれを指名し学識経験ある者については村長がこれを委嘱する。

村長は臨時必要あるときは第一項の規定による委員の定数以外に臨時委員を委嘱することができる。

第五条 消防委員会は村長がこれを招集する。

消防委員三人以上より會議に付すべき事項を示して消防委員会の招集の請求があるときは村長は消防委員を招集しなければならない。村長が消防委員会を招集しようとするときは予め各委員に日時場所及び會議に付すべき事項を通知しなければならない。

第六条 消防委員会は半数以上の委員が出席しなければ議事を開き議決することが出来ない。但し同一の事件につき再度招集しても尚半数に達しないときはこの限りでない。

消防委員会の議長には村長がこれに當る。消防委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第七条 消防委員会に幹事及び書記若干人を置き村長がこれを命免又は委嘱する。幹事及び書記は議長の命を受けて庶務に従

事する

第八条 村長は消防委員に対し報酬及び費用弁償を、消防委員会幹事及び書記に給料若しくは手当を支給することができる。但し警察署長たる委員に対してはこの限りでない。

第九条 消防団長及副団長の選挙に関する事務は村長がこれを行ふ。

選挙は指名推薦又は単記無記名の方法によりこれを行ふものとする。

第十条 村長は消防委員会に諮問して左の各号に掲ぐる設備資材を消防団に備付けるものとする。

- 一 消防団旗
 - 二 消防団本部及各本部の設備
 - 三 消防団員詰所の設備
 - 四 通信及信号設備
 - 五 提灯及信号旗
 - 六 メガホン、サイレン、其の他警報用具
 - 七 警鐘
 - 八 消防用器具車
 - 九 水桶（水桶等給水用具）
 - 十 梯子、担架
 - 十一 消防用破壊器具
 - 十二 林野消防用器具
 - 十三 救急用薬品及薬類
 - 十四 機械器具置場
 - 十五 其の他消防上必要なもの
- 消防団の設備資材は団長がこれを保管する。
- 設備資材を毀損又は亡失したときは団長はその事由を具申して村長に届出なければならない。

故意又は過失により設備資材を毀損し又は亡失した者に対しては村長はこれを賠償させることが出来る。

第十一条 消防団には次の文書簿冊を備へ異動の都度これを整理して置かなければならない。

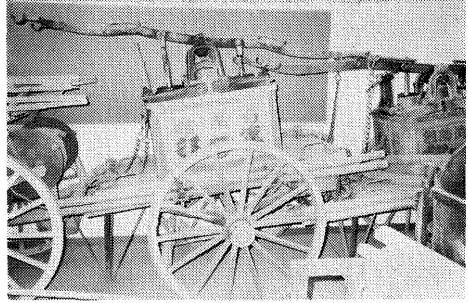
- 一 消防団員の名簿
 - 二 沿革誌
 - 三 日誌
 - 四 設備資材台帳
 - 五 区域内全図
 - 六 地利要覧
 - 七 金銭出納簿
 - 八 手当受払簿
 - 九 給貸与品台帳
 - 十 諸金達綴
 - 十一 消防団に必要な法規例規綴
 - 十二 雑書綴
- 村長はこの条例に定めるものの外設備資材の管理又は文書簿冊に関して必要な事項を定めることが出来る。

附 則

此の条例は昭和二十二年七月一日からこれを施行する

この時の消防用機械器具は、腕用ポンプ五台、消火給水破壊器具車三台、同置場五棟、警報楼並に警鐘三基、防火用貯水池（七尺立方）四十七ヵ所、信号用サイレン、応急薬剤、担架、その他となっている。

翌昭和二十三年三月二十四日政令第五九号をもって新たな消防団令が公布され、消防団は任意設置制に改められた。

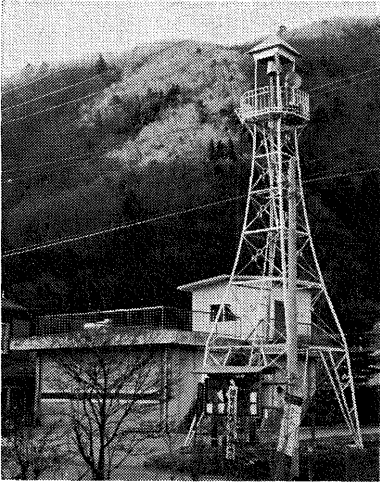


腕用ポンプ

一方、昭和二十二年十二月二十三日法律第二二六号をもって「消防組織法」が定められた。この法律の特色は、①従来警察に包含されていた消防を、警察から分離独立させたこと。②消防をすべて市町村の責務に移したこと。これによって従来警視庁および府県警察部に属していた官設消防は、すべて市町村に移されることになったのである。

かくして消防は、自治体消防へ替わっていくのであるが、これを強化するため、任意制設置からふたたび義務設置制となり、市町村は、消防本部、消防署、消防団の全部または一部を設置しなければならないこととなった。（昭和二十六年三月「消防組織法」改正）また、昭和二十三年七月法律第一八六号で「消防法」が公布されたが、この法律は消防の活動行為について規定したもので、市町村消防の建前に立つ消防の権限が強化されることとなった。

昭和二十八年九月町村合併促進法が施行されて市町村合併が進むにともない、県下でもしだいに広域の常備消防体制が確立されるようになった。本村の管内では、昭和四十七年三月二十七日富士吉田消防本部と合併して、「富士五湖消防組合」が発足した。かくして消防体制は、社会経済情勢の変化に伴う災害の複雑化に対処しうる近代消防へと脱皮していくのである。



火の見やぐらと消防車庫

第三節 消防団の現勢

鳴沢村消防団

本村の消防団は、昭和二十二年七月鳴沢村警防団を改編して発足したことは、前節で述べたとおりであるが、昭和五十二年から団員の定員を八十名とし正副団長各一名、正副分団長各二名、班長十四名、団員六十名として現在に至っている。

鳴沢村消防団の設置等に関する条例（昭和五十一年十月一日条例第八号）

（趣旨）

第一条 消防団組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第十五条第一項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

（消防団の設置、名称及び区域）

第二条 法第九条第三号の規定に基づき、次の消防団を設置する。

鳴沢村消防団

2 消防団の管轄区域は、鳴沢村全域とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳴沢村消防団の組織等に関する規則（昭和五十一年十月一日規則第二号）抜すい

(組織)

第三条 消防団に、団本部（以下「本部」という）及び分団をおく。

2 分団には、必要に応じ部をおくものとする。

3 分団の担当区域は、別表(一)に定めるところによる。

(本部)

第四条 本部に団長、副団長及び本部員をおく。（以下略）

(分団)

第五条 分団に分団長、副分団長、班長及び団員をおく。（以下略）

(宣誓)

第七条 団員は、その任命後別表(二)による宣誓書に署名しなければならない。

(服務)

第九条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

一 住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、その使命遂行のため十分な任務に当たらなければならない。

二 規則を厳守して礼節を重んじ、上司の指揮命令のもとに行動しなければならない。

三 機械器具その他消防団の設備、資材の維持管理にあたり、職務のほかこれをを使用してはならない。

(消火及び水防等の活動)

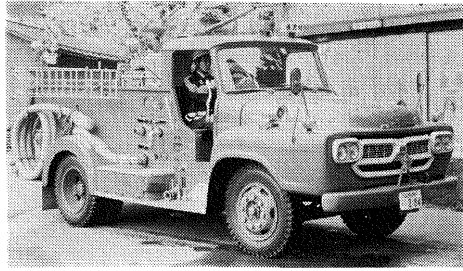
第十三条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体、財産の救護に当たり損害を最小限度にとどめて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(教養及び訓練)

第十七条 消防団は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的に訓練を行うようにしなければならない。

(以下略)

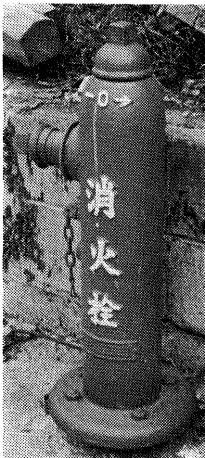
第二章 消防・防災



消 防 車

この規則は、昭和五十一年四月一日から適用されている。
 団発足いらい、昭和三十五年、同四十六年には、山梨県知事表彰で竿頭綬を受彰、昭和四十一年十月には、同年九月の台風二十六号による災害救護、災害復旧の救援活動に対して自治大臣から感謝状を受けた。また、同四十四年二月には日本消防協会会長表彰で竿頭綬を受彰している。

消火活動に不可欠な機動についても、昭和二十四年にガソリンポンプを購入したのをはじめ、昭和三十年代以降消防ポンプ自動車



消 火 栓

この規則は、昭和五十一年四月一日から適用されている。
 団発足いらい、昭和三十五年、同四十六年には、山梨県知事表彰で竿頭綬を受彰、昭和四十一年十月には、同年九月の台風二十六号による災害救護、災害復旧の救援活動に対して自治大臣から感謝状を受けた。また、同四十四年二月には日本消防協会会長表彰で竿頭綬を受彰している。

別表(一)

分団の名称	担当区域
第一分団	鳴沢部落
第二分団	大田和部落

別表(二)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法令を遵守するとともに、消防の目的及び任務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏名

④

購入するとともに、車庫を建設し、その整備充実に努めてきた。昭和六十年四月一日現在の本村消防団の現況は次のとおりである。

団長一 副団長一 分団長二 副分団長二 班長十四 団員六十

消防ポンプ自動二台、小型動力ポンプ三台、小型動力ポンプ積載車三台

防火水槽（公設）一〇〇^m以上二、四〇〜一〇〇^m未満四十

となっている。

歴代消防団長

氏名	在任期間
渡辺佑吉	至自昭昭二二・七・二四一
三浦貴雅	至自昭昭二五・二・二五〇
渡辺英一	至自昭昭二七・二・二一三
佐藤喜幸	至自昭昭二九・一・一九四
渡辺章	至自昭昭三一・一・一七〇
小林忠明	至自昭昭三一・三・一五八
渡辺喜明	至自昭昭三三・三・三〇六

小林晴次	至自昭昭三六・三・二八
渡辺源光	至自昭昭三九・四・二六九
三浦富作	至自昭昭四二・五・二二七
渡辺清	至自昭昭四四・四・一一三
渡辺寅雄	至自昭昭四六・四・一二
渡辺和一郎	至自昭昭四八・四・二二
渡辺清輝	至自昭昭四九・四・二八
小林正美	至自昭昭五一・四・九九

富士五湖消防組合

常備消防として、昭和四十七年三月二十一日富士五湖消防組合が、富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上九一色村の一市二町六村で組織された。

昭和六十一年現在同消防組合本部は、消防職員九十四名、事務職員四名、消防ポンプ車（水槽付ポンプ車を含む）七台、救急車八台、化学消防車一台、はしご付消防ポンプ車一台、救助工作車一台を擁している。発足当初から比べて、陣容設備ともに飛躍的に増大充実されている。なお、富士五湖消防組合の西部出張所が本村内に置かれ、職員四名が常勤し救急車一台、水槽付ポンプ車一台を配備しており、万一に備えている。

鳴沢村消防団婦人後援隊

昭和二十七年（一九五二）二月一日に「鳴沢村消防団女子後援隊」の名称で発足した。次の文書は、村内の該当者宛に出された文書である。

発第七三号

昭和二十六年一月三十一日

殿

鳴沢村長 渡辺 傳

18	渡辺 覚	自昭五七・五・一四 至昭五九・四・一〇
17	梶原 公任	自昭五五・四・一三 至昭五七・五・二二
16	田中 良一	自昭五三・四・一一 至昭五五・四・一〇

20	渡辺 月丸	自昭六二・四・ 至現 在八
19	小林 孝敏	自昭五九・四・一七 至昭六二・四・一七

消防後援隊結成について

災害の防止又は火災の発生に際して現在の消防団と緊密なる連絡を図り、消防業務の完全なる遂行を期するため、今回消防委員会の議決を得て、鳴沢村消防団後援隊を結成することになり、その構成人員は本村在住の満十七才以上満二十五才迄の女子をもって組織することに定められたので、貴所もその該当隊員であることを御承知せられ、村消防活動のため協力せられるよう通知します。

尚本後援隊結成を左記により実施致しますから当日御集合下さい。

記

一 日時 二月 日午 時より

一 場所 大田和小学校庭

隊の構成は、村長を消防長とし、鳴沢区に第一部後援隊、大田和区に第二部後援隊を置いた。一隊の構成は、隊長一、副隊長二、班長一の役員をおき、班員の数は一班につきおおむね十七、八人くらいであり、第一部は六班、第二部は四班の編成であった。そして、各隊とも隊長には男性が就任していた。当初の状況については、次の文書からうかがい知ることができよう。

収第六三一号

昭和二十八年四月二十七日

鳴沢村長 渡 辺 元 貞

南都留地方事務所長殿

市町村における消防の協力機関について

四月二十三日付南都総収第五八九号をもって通知があった標記のことについて左記の通り報告します

記

一 名称 鳴沢村消防後援隊

二 設立の根拠

山村の可燃性建築家屋並に防火施設の不完全及び広大なる林野を有するため 火災発生の場合は大火に至るおそれがあるので、これが未然防止を図るとともに常に女子の火気取締上の注意を喚起する

三 目的 火災予防の普及徹底 消防団員の連絡援護 消火作業

四 主要業務 給水作業 小型ポンプによる消火作業 防火業務の徹底

五 構成員の数 性別 婦女子

第一部一〇人 第二部七〇人 計一八〇人

六 平均年齢 最高 最低年齢

二三才 二五才 二〇才 普通隊員

三〇 五〇 二五 幹部

現在の名称は、「鳴沢村消防団婦人後援隊」となり、「隊」も「分団」に改められ、分団長にも女性が就任することになっている。

昭和六十年四月現在の団員は、二分団七十二人であり、第一分団（鳴沢区）六班四十三人、第二分団（大田和区）三班二九人となっている。そして、特に年齢制限もなくなっている。

第四節 風水害

けわしい山岳地形ともろく弱い地質構造にある本県は、台風や集中豪雨などによる洪水、山地の崩壊、地すべりなどがしばしば発生し、尊い人命や財産が失われてきた。また富士山麓地方では、特有な雪しろにも悩まされてきた。本村には河川湖沼がないため、いわゆる洪水による被害はない。また、村の面積の九〇%以上を山林で占められてい

るが、その大部分が恩賜林で、山くずれ等の災害も少ない。しかし、大雨や大風による被害は、やはりさけることはできなかった。『山梨県気象害表』や『山梨郷土史年表』などから、本村や岳麓地方に被害をもたらし、あるいはこの地方にも影響を及ぼしたと思われる風水害について、年代をおつてみてみよう。

江戸時代まで

本県史実のはじまりから武田氏時代までの間記録に残されているものはわずかである。

文明十四年(一四八二)十月 大風度々吹き凶作飢渴、人民
多く病死、大水出る。
天文十四年(一五四五) 富士山より雪しろが押し出して、
入馬、水懸麦を押し流し、吉田に損害を与える。

明応元年(一四九二)六月大水、南都留郡谷村付近殊に甚だ
しく、民戸流亡す(桂川流域)
天文十五年(一五四六)八月 大雨洪水となり、殊に郡内地
方山岳の崩壊多く田畑作物の被害頗る大。

明応四年(一四九五)七月 大風吹き、農作物皆無のため飢
饉
天文十九年(一五五〇)八月 大出水 郡内地方に餓死者出
る。

明応五年(一四九六)九月 大風雨、諸川増水甚だしく、郡
内地方は一般に作物熟せず。
天文二十三年(一五五四)八月 夜半に富士岳麓地方に大風
害、吉田では一〇〇軒が被害。

明応七年(一四九八)八月 大雨、西海、長浜・大田輪・大
原ことごとく壁(びやく)に押しされ死傷無限(大田輪は大
田和、びやくは山崩れ)

永正九年(一五一二)三月 十八、十九兩日大雪。
承応三年(一六五四) この年大雨あり、諸川氾濫する。
寛文十二年(一六七二) なが雨のため笹子川出水、都留郡
下初狩村(大月市)の民家流亡して、南岸へ移る。

享祿元年(一五二八)五月 都留郡大原庄近辺に大雨、翌日
大出水のため田畑を損ずる。家を流すもの多く、餓死者を
出す。

天文九年(一五四〇)十一月 岳麓地方に大風害。
延宝元年(一六七三)八月 国内諸川に大洪水、被害続出。
延宝四年(一六七六)八月 笛吹川洪水、河口湖満水のため
人命、土地の損失甚大。

延宝八年（一六八〇）六・七月 なが雨、五穀・木綿など半作、閏八月一日大のため民家、竹木多数倒壊

貞享四年（一六八七）八月 釜無川、笛吹川筋や郡内などに大洪水、甲府盆地各所に水没箇所多く、大凶作、十月ふたたび大出水。

元禄九年（一六九六） 郡内に大洪水、畑の有毛平均四・二五分となる。

元禄十二年（一六九九）九月 大風雨により洪水あり、田畑の被害甚大なり、殊に郡内地方甚だし。

享享十六年（一七三二）五月 雨が数日止まず国内各所に洪水

これらの風水害が、当時の本村にどの程度の爪跡を残したかは明らかではないが、戦国時代初、中期の年表は、主として『妙法寺記』によっている。妙法寺記は、日蓮宗妙法寺に伝わるもので、文正元年（一四六六）から永禄四年（一五六二）の約百年間、富士北麓地方を中心とする気候、経済、農産物の豊凶、天災、流行病、飢饉などを記録しているものである。また、この時代、武田信玄が、釜無川の築堤、いわゆる信玄堤を築いて治水に努めたことは、良く知られているところである。

明治・大正時代

この時代には、本県にとって未曾有の水害に見舞われた。明治四十年（一九〇七）八月と明治四十三年（二〇〇〇）八月の大水害である。主なものをあげてみる。（『山梨県政六十年史』）

明治九年（一八七六） 暴風雨 荒川・桂川・富士川の増水
甚し、また死亡七、流失家屋八三戸、堤防欠壊二九三箇

所、農作物その他被害甚大
明治十四年（一八八一） 洪水 富士川増水四・五米、釜無

水が起こり、河口湖は満水のため船を浅間神社の大鳥居につなぐ。

延享四年（一七四七）八月 大雨のため所々に洪水、河口湖満水して人家田畑の損害大。

天明五年（一七八五） 都留郡に出水があり、河口湖が氾濫。

寛政三年（一七九二）八月 大風雨のため国内各所に出水。

万延元年（一八六〇）九月 大風雨、郡内出水あり。

文久二年（一八六二）九月 吹笛川洪水のため下流に被害多く、河口湖氾濫して二丈余りの切れ所を生ずる。

川二・七米、堤防欠壞二二〇箇所、釜無川流域最も被害大

明治十五年（一八八二）九月 大洪水 堤防欠壞流失甚大、

人家破損四、四一戸、農作物其の他被害多大

明治十八年（一八八五）八月 大洪水 各河川出水、堤防欠

壞五九八箇所、橋梁流失二二二箇所、死傷二九人、家屋破

損三〇〇戸、浸水二、一一一戸

明治二十三年（一八九〇）八月 洪水 桂川流域に被害多

し、河口湖氾濫

明治二十五年（一八九二）七月 大出水 笛吹川筋特に日川

「明治四十年八月、山梨県は空前の大洪水におそわれた。死者二百三十二人、壊されたり流された家およそ一万三千戸、水につかった家およそ一万五千戸余り、流された田畑や宅地約七百ヘクタール、これが、山梨県にとつて空前といわれた大洪水の表面にあらわれた数字であったが、そのほか山林・道路・堤防・橋など、被害ははかり知れないものがあつた。（磯貝正義・飯田文弥著『山梨の歴史』）」

この大洪水の復旧に県民あげて努力している最中の明治四十三年ふたたび大洪水におそわれるのである。

明治四十年の大洪水について、郡役所からの被害状況の照会に対して、村長から被害の報告がされている。

甲庶収第三〇七号ノ一

去ル八月下旬出水ノ為災害ヲ受ケタルモノニ対シ左記事項取

調来ル二十八日迄ニ御回報有之度此段及御照会候也

明治四十年十月廿五日

南都留郡役所 印

鳴沢村長殿

最も被害大、河口湖これに次ぐ。死者六、家屋破損五六〇

戸、堤防欠壞一八三箇所、橋梁流失一、一二五箇所

明治二十九年（一八九六）七月 釜無川流域被害甚大、特に

塩川上流山岳崩落あり酸鼻を極む。

明治三十一年（一八九八）九月 五日から七日まで三日間豪

雨 滝の如く河川悉く氾濫し、山岳の崩壊甚しく、北巨摩

郡下もつとも被害大、中巨摩、東八代これに次ぐ、死者一

五〇名、流失家屋四五〇戸

一、死者又ハ行衛不明者氏名

一、負傷シタルモノ、氏名

一、住屋ヲ流出セシメタルモノ、氏名

一、住屋ヲ全潰セシメタルモノ、氏名

一、住屋ヲ半潰セシメタルモノ、氏名

但シ破損ノ状況及程度ヲ付記スルヲ要ス

第二章 消防・防災

地目	反別	所有者氏名
畑	反別	鳴沢村
〃	四二〇歩	渡辺潤次郎
〃	一九一四	渡辺潤次郎
〃	一二一〇	渡辺善次郎
〃	二八一六	渡辺善次郎
〃	八〇三	清水繁作
〃	三〇二二	小林佐吉
〃	五二二	小林あつこ
〃	一〇三	渡辺総右門

南都留郡長松下賢之進殿

鳴沢村長渡辺桂次郎 匁

一、床上浸水ノモノ、氏名
 一、田畑又ハ宅地ヲ埋没若クハ流失シタルモノ、田畑宅地反別埋没若クハ流失ノ反別所有者氏名
 一、田畑又ハ宅地ヲ浸水セシメタルモノ、田畑宅地反別及所有者氏名
 一、住屋ヲ流出セサルモ他ノ建物ヲ流失シタル者ノ氏名
 乙第一七九号
 去ル八月下旬出水ノ為メ災害ヲ受タルモノ取調候延別冊ノ通相違無之候間此段及報告候也
 明治四拾年拾月廿八日

宅地	反別	所有者氏名
〃	〃	鳴沢村第一区 佳太郎
〃	〃	全通玄寺
〃	〃	小林岩吉
〃	〃	小岩右門
〃	〃	梶原岩吉
〃	〃	渡辺周吉
〃	〃	渡辺直吉
〃	〃	小直吉
〃	〃	渡辺丈右門
〃	〃	渡辺重太郎
〃	〃	渡辺己之吉
〃	〃	渡辺吉五郎
〃	〃	小晴元
〃	〃	渡辺竹宜
〃	〃	渡辺金藏
〃	〃	渡辺兵右衛門
〃	〃	渡辺弥平
〃	〃	三甚孝
〃	〃	渡辺親孝
〃	〃	小林庄右門
〃	〃	小林孝賢
〃	〃	小椋永作
〃	〃	小林永吉
〃	〃	渡辺廣

宅
 〃 〃 〃 〃 〃 〃 畑 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 畑 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
 地

二五三三四六七八三五四二一五三三五二九四四四五二九三五一七
 一〇七二二〇一〇三六二五〇二二〇〇三〇〇三七〇〇五〇二二四二〇一〇一〇一〇二八三〇九五一三七

〃 渡小渡佐 〃 渡小渡清 〃 〃 渡三 〃 梶渡 〃 小三 〃 渡清 〃 渡
 辺林辺藤 辺林辺水 辺浦 原辺 林浦 辺水 辺
 馬 総 国 直 宇 秀 長 太 福 甚 孝 幸 重 亀 長 長 新 国 伝 兵 伊 繁 吉
 右 次 之 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次
 子
 吉 門 松 郎 吉 治 郎 吉 松 安 彰 作 喬 吉 幸 吉 郎 作 作 平 門 工 松 範 郎

宅
 〃 〃 〃 〃 〃 畑 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 畑 〃 〃 畑
 地

八五六一四三二一一一八一九二一〇三一三七一三〇
 〇一七四〇六二八五二二二〇七九一〇一七〇一〇一八七〇五〇六

〃 〃 〃 渡 〃 小渡 〃 渡小 〃 渡小 〃 〃 〃 渡 〃 渡三
 源 網 勝 義 速 源 勝 喜 武 丈 義 万 勢 義 長 岩 喜 網 平
 健 次 綱 勝 義 速 源 勝 喜 武 丈 義 万 勢 義 長 岩 喜 網 平
 右 綱 勝 義 速 源 勝 喜 武 丈 義 万 勢 義 長 岩 喜 網 平
 子 綱 勝 義 速 源 勝 喜 武 丈 義 万 勢 義 長 岩 喜 網 平
 幸 門 義 藏 明 之 治 治 寿 重 門 高 郎 郎 晴 藏 郎 八 義 門

以上

昭和時代

昭和に入り、昭和五十八年までの間に、本県は九十六回も異常気象による災害に見舞われている。以下本村の被害報告記録の残されているものを中心に、その主なものについて触れてみよう。

昭和七年の災害

昭和七年九月十一日から降り出した雨は、十三日午後七時ころ岳麓地方に豪雨をもたらした。同年九月十五日付け『山梨日日新聞』は、「阿難坂に山崩れ、水車、工場を流出、惨たる本栖の被害」の見出しで、上九一色村精進、本栖の災害の状況を報じているが、続けて「五湖増水、各河川も増水す」の見出しで、次のように報じている。

〔谷村電話〕郡内地方は十三日夜から十四日未明にかけて豪雨あり、之がため桂川は四尺五寸の増水を見精進湖、宮川は六尺増水、耕地六反歩流失、甲府大宮線中精進附近で堤防欠潰十三戸浸水、同地山の沢も七尺の増水で、耕地四反歩、山林二反歩流失、(中略)五湖もこれがため約一尺五寸の増水を見たが、幸ひ風がないため、河川の増水のみに止まった。

この豪雨では、上九一色村や峡南地方の富士川筋に大きな被害があつたが、本村についての記録はない。

昭和二十年の災害

この年は、七月の降雨、九月の暴風雨、十月の二回にわたる豪雨による水害が県下各地に発生した。県下の被害は、十月の出水によるものが大きかった。

十月五日朝を中心に豪雨が継続して降り、降雨量は、身延で四五ミ、山中湖で四四ミをかぞえた。また、台風によつて七日夜から豪雨となり、県下全般に相当の雨を降らせた。特に富士川下流地域は四三四ミ、富士山麓・山中湖においては三四一ミに達した(『山梨県政六十年誌』)のである。このときは、笛吹川支川、境川、滝戸川、七覚川、浅利川、芦川等の川筋、東八代郡下および西八代郡の一部で、被害が大きく発生した。

昭和二十三年の災害

九月十五日から十六日にかけて「アイオン台風」が本県を襲った。

『山梨県政六十年誌』は、「九月十二日頃、南方洋上に現われた二つの台風は、サイパン島西北海上から北進して十六日朝、紀伊半島南端に至り、更に進んで東京湾から房総半島を経て十七日朝鹿島灘沖に至った。このため本県は十五日午後二時頃から降雨はじまり、十六日午後八時まで続き、甲府に於ける連続降雨量は二五五耗に及んだ。」と記している。この台風で受けた本村の被害について次のとおり県へ報告している。

家屋浸水四十四戸、畑の流失五反、冠水二町二反、浸水二町、堤防の欠潰六箇所三十畝、破損八箇所六十四畝、道路の破損三十五箇所四百二十畝

昭和三十四年の災害

この年本県は八月の七号台風、九月の十五号台風（伊勢湾台風）と二回にわたって台風に襲われた。あいつぐ台風で本県は、死者行方不明者百四名、被害総額四十四億五千七百万円という損害を受け、明治四十年の大水害以来の災害となったのである。

台風七号が本県に襲ったのは、八月十四日の朝であった。午前六時三十分ごろ駿河湾に上陸し、富士川に沿って北上した。七時三十分ごろ甲府盆地の西部を通過した。台風が上陸する午前六時ごろから県下では急速に風が強くなり、約一時間半にわたって大暴風雨となった。

甲府での最大風速三三・九畝、瞬間最大風速四三畝、船津では最大風速三〇・四畝、瞬間最大風速三八・〇畝に達し、甲府、船津ともに観測開始以来の記録であった。

県下全体の被害は、死者六十五人、行方不明二十四人、家屋全壊一千六百十八戸、流失家屋二百九十三戸、被災者

第二章 消防・防災

応急仮設住宅設置状況

全壊流失戸数	設置戸数	割合(%)	金額
6	3	50	240,000円

被服寝具その他生活必需品の給与状況

支給数量			金額
全壊流失分	半壊床上浸水分	計	
206	86	292	58,135円

住宅の応急修理状況

半壊戸数	修理戸数	割合	金額
21	9	42.9	169,534円

学用品給与状況

支給数量			金額	罹災世帯児童生徒数		
教科書	学用品	計		小学校	中学校	計
35	206	241	5,738	26	15	41

総数は九万九千六百五十三人に達した。県は、八月十四日夕刻、武川村ほか三十六市町村に第一回の災害救助法を発動した。その後被害状況の判明とともに第二回、第三回と救助法の適用地域を指定したが、指定市町村は四十八市町村に及んだ。鳴沢村が指定されたのは、八月二十日の第三回目の発動の時である。

本村の被害状況は次のとおりであった。

負傷(軽傷)五人、全壊六戸(八世帯二十九人)、半壊二十一戸(二十二世帯百十八人)、床上浸水五戸(五世帯二十六人)、床下浸水十戸(十世帯五十五人)

なお、本村における応急救助対策の状況は上の表のとおりである。

台風七号の恐怖がまだ消え去らない九月二十六日、台風十五号が本県を襲った。この台風による人的被害は、死者十五人と七号台風の六分の一であったが、風による住居家畑小屋等の災害は、実に四十七万件に及び七号の七〇%に及ぶ大きさであった。特に家屋の全半壊の数は七千五十戸で、七号の被害より約一千戸も上まわる被害

をこうむった。(『昭和三十四年災害誌』)

幸いにして本村には被害が発生しなかった。

昭和四十一年の災害

九月二十四日夜半過ぎに御前崎に上陸した台風二十六号の概況について、県が発行した『昭和四十一年災害誌』は、次のように記している。

本県災害史上五指に数えられるといわれるこの台風は、昭和三十四年災害の静岡から富士川を北上して県北部を通過した進路とは別に、静岡県御前崎に上陸し、富士川南部沿岸地区に被害を及ぼした後、意外にも進路を芦川に沿って東上し、芦川沿岸の三珠町、上九一色村、芦川村の各町村に大きな被害を与え、さらに足和田村に入って、かつて想像もしなかった大被害を与えた。

とりわけ、根場部落を中心とした足和田村では、最低気圧八八〇・四ミリバール、瞬間最大風速四〇・メートル、最大風速二四・四メートル、最大時雨量八二・八ミリという威

力で、わずか三十分間に全壊家屋七九戸、半壊家屋一一戸を含め二五八世帯に被害をおよぼし、しかも人的災害では死者行方不明者九四人を含め一七五人の被害者を出すという悲惨な爪跡をのこして行った。

また、芦川村でもこれにつぐ被害を出し、ここでも二六戸の全壊家屋を出し死者一三人、行方不明三人、さらに上九一色村でも死者行方不明者二〇人を出し、この周辺だけでも一度に一三〇人余の人命を失ったことは、かつてない惨事であった。

九月二十四日午後十一時、本村では災害対策本部を設置し、翌二十五日には、午前一時三十分消防団幹部ら二十名、同二時十五分には全団員が出動して、災害に備えた。この台風による本村の被害は、次のとおりであった。

人的被害や住家の全半壊はなく、床上浸水十三戸(十三世帯六十六人)、床下浸水七十五戸(七十五世帯三百十二人)、道路六カ所、畑の流出埋没十三ヶ所。

その他の災害

その他の風水害について、本村の被害が報告等で記録に残されているものは、次のとおりである。

昭和三十六年九月十五日から十六日にかけての「第二室戸台風」では、全壊家屋一戸（二世帯三人）、半壊家屋一戸（一世帯六人）、住家の一部被害二十戸（二世帯百二十人）となっている。

昭和四十年には、小規模ながら夏から秋へかけて、四回台風に見舞われている。

八月二十一日から二十三日へかけての台風十七号での被害は、床下浸水二十五戸（二十五世帯九十六人）と道路十五カ所であった。

九月九日から十日にかけて来襲した台風二十三号では、半壊一戸（一世帯三人）、農作物九四・八割（被害額五百五十万円余）であった。

九月十三日から十八日にわたって荒れた台風二十四号の時は、床下浸水十戸（十世帯五十六人）、道路三箇所、農作物四・二割という被害状況であった。

第五節 地震対策

本県は、非常な震災を起こすほどの震源地となったことはないが、崩れやすい山岳に囲まれている関係上、地震に對して決して安全地帯とは言えない。近年、その発生が予測されている東海地震についても日ごろからの対策が求められている。歴史に記されている本県の震災は次のとおりである。（『山梨県郷土史年表』から）

貞観六年（八六四）	五月二十五日富士山大噴火、七月十七日甲斐国司、富士山の噴火により人畜の被害甚大を言上
明応七年（一四九八）	八月二十五日辰刻大地震（M8・6）
明応九年（一五〇〇）	六月四日大地震動
天文五年（一五三六）	一月この月都留郡は暖かく、地震しばしば起こる。
天文十八年（一五四九）	四月十四日（太陽暦五月二十一日）大地震が起こる。明応七年の地震につぐといわれ、以後十日余震が続く
元禄十六年（一七〇三）	十一月二十二日、夜大地震、余震が二十八日まで続く
宝永四年（一七〇七）	十月四日午の刻に大地震が起こる。十一月二十三日未明から富士山が大噴火関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
安政元年（一八五四）	十一月四日、朝五ツ半時東海・東山・南海諸島に大地震、甲州各地に激甚な損害を与える。
安政二年（一八五五）	十月吉沢村（敷島町）御霊平の御岳金核神社第一石鳥居が大地震で倒壊

明治以降では規模が小さく、局部的に被害をもたらした地震は、県内でも数多く発生しているが、県内に死傷者や全半壊家屋の被害を生じた地震は、大正十二年（一九二三）「関東大震災」と同十三年の「丹沢山地震」の二つだけである。

関東大震災の記録

この地震は、小田原付近を震源とし、M七・九、甲府の震度六、県下の被害は、死者二十名、負傷者百十六名、全壊一千七百六十三戸、半壊四千九百九十四戸という大きなものであった。

この地震について詳細な記録を残した人が本村にいる。渡辺庭朔さんである。当時四十二歳だったという渡辺さん

は「大正十二年九月一日（旧七月二十一日）『地震記録』午前十一時五十八分西村屋渡辺庭朔」という表紙をつけて、地震当日の驚きとその被害状況、その後のデマによる村内の動揺ぶりなどを克明に記録している。

地域防災計画

本村の地形は、富士山北斜面に広がっており、南は富士山頂で静岡県、北は御坂山系の足和田村に接している。集落は足和田山の南ふところ海拔千呎地帯に鳴沢と大田和の二つの集落があり、昭和四十年代に海拔一千百呎地帯を中心に別荘四団地が造成されている。富士山二合目までは比較的平坦なゆるい傾斜をなしているが、山頂に向かうにしたがって急傾斜となっている。地質は富士溶岩流が基盤となっており、地表二呎は火山灰、砂礫等に覆われているが、標高があがるにつれて、溶岩は露出しており、地質は比較的堅固であるといわれている。一方、集落が接している足和田山は軟弱な地質となっている。

昭和五十四年八月七日、本村全域が地震防災対策強化地域の指定を受けた。そこで鳴沢村防災会議では、「鳴沢村の防災機関が全機能を有効的に發揮し、全村民が地域において地震防災対策の強化を実施し、もって社会の秩序維持と公共の福祉の確保を図り、鳴沢村住民の生命・身体・財産を保護するため、地震による防災応急対策、災害応急対策及び災害復旧を実施する」ことを目的として、「鳴沢村地域防災計画（地震編）」を策定している。昭和五十五年八月に策定したこの計画は、予防計画、地震防災応急対策計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等から構成され、地震被害を最小限度に食い止めるための予防措置から、地震予知伝達、万一、災害が発生した場合の応急救護対策など、キメ細かな計画を立てている。

自主防災組織

大地震が発生した場合、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されたりすることも予想される。このような場

自主防災組織一覧表

住民自主防災組織

名 称	地 区	世 帯 数	人 口	責 任 者
鳴沢村第1区	鳴沢地区	383	1512	第1区長
鳴沢村第2区	大田和地区	174	714	第2区長

事業所等業態別自主防災組織

業 態 別	組 織 数	備 考
工 場	1	佐藤工業
ゴ ル フ 場	1	レークサイド
宿泊研修施設	1	休 暇 村

(鳴沢村地域防災計画より)

合、地域住民の自主的な防災活動が必要になってくる。

計画では、(1)組織 各区、職域等の組織を活用し、防災担当役員を設けて防災活動を効果的に実施できる組織とする(2)編成 本部組織として、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等を置き、必要に応じての小単位の下部組織を置く(3)活動内容 ①平常時の活動 防災知識の普及、防災訓練 防災資機材の備蓄、点検、危険個所の点検把握 防災計画の作成等を行う②災害時の活動 地域の警戒、被害状況の把握、伝達、出火防止及び初期消火、救出救護、避難命令の伝達及び避難誘導、給水を行うーとなっている。そして、多数の人の出入りする事業所や施設における自主的な防災組織、危険物施設や高圧ガス関係業界の地域的防災組織の育成にも力を入れている。

地震情報等の伝達

本村では警戒態勢をとるべき旨の公示、防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他の情報の伝達は、次の系統によって行うこととしている。

村職員内部等の伝達は主に庁内電話、口頭にて行い、住民に対しては、広報車、防災行政無線を利用して行い、一方、消防団からは警鐘、サイレン、サイレン、消防車の巡回、また、区長からの電話等による伝達をあわせて行い、徹底を図ることとしている。

警戒宣言時に避難勧告または指示の対象となる地区

地区名	人口	世帯数	指定避勤場所	避難ルート
鳴沢区	205	51	鳴沢小学校	国道及村道
大田和区	101	21	大田和スポーツ広場	〃

(防災計画から)

避難及び避難所

地震災害で被害を受けるおそれのある人の生命、身体を保護するため一時的に安全な場所へ避難させることも必要である。本村において、警戒宣言時に避難勧告または指示の対象となる地区は上表のとおりである。

第六節 防災無線

昭和五十四年（一九七六）八月七日、本村全域が地震防災対策強化地域の指定を受けた。そこで村では、災害発生などの非常の場合には、「避難所への誘導及び救助、応援協力要請の連絡、伝達」など、村民の生命、財産を守るため、また、平常時において「保健、衛生、納税、選挙、道路、水道等行政全般の連絡、伝達」を徹底するため、防災行政無線局を開設することとした。

この「鳴沢村防災行政無線」は、昭和五十五年四月一日から開局した。このときのシステムは、村役場庁舎内の無線室を親局とし、村内五カ所（鳴沢地区二局、大田和地区三局）に設けた子局に、無線で電波を送り、パルザマストのスピーカーから村内に放送して知らせるというものであつた。



防災無線放送の施設

た。

しかし、この方法では、家の中にいる時や風の強い日、また、車などの騒音がはげしい時などは、聞き取りにくいという欠点があった。そこで村では、昭和五十六年度に二千二百二十四万二百円の費用をかけて、全世帯が家庭において放送を聞くことのできる無線局の整備を行ったのである。すなわち、全世帯五百四十四戸（鳴沢地区三百六十四戸、大田和地区百八十戸）をはじめ、富士山麓の別荘九戸、

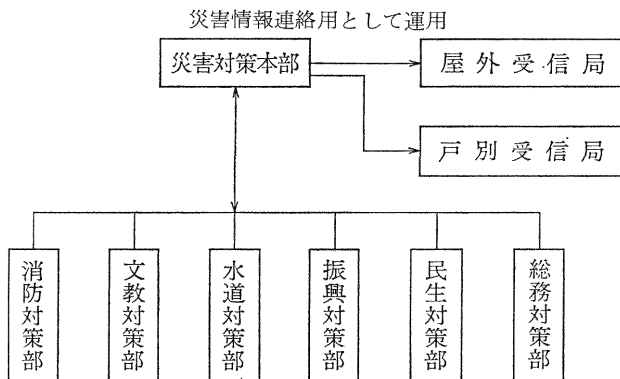
公共用施設六カ所のあわせて五百五十九台の個別受信機を設置し、昭和五十七年二月から本格的な活用をおこなっている。

このときの状況について、昭和五十七年二月七日付けの山梨日日新聞は、「全戸に防災無線受信機、感度も良く好評」という見出しで、次のように報じている。

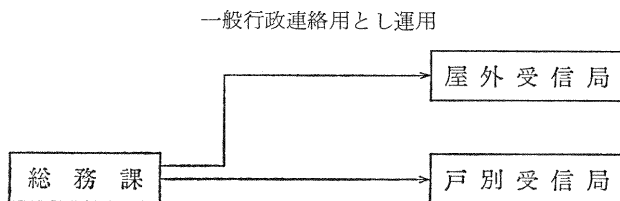
鳴沢村は大規模地震対策として防災行政無線の受信機を村内全戸に設置、二月から防災行政無線の活用を始めた。無線施設の全戸設置は県内では珍しく、同村は一戸別受信機は感度が良く「緊急時の連絡も徹底できる」と話している。

戸別受信機は縦三十センチ、横四十センチ、厚さ十七センチのラジオ型で、家庭の電源と電池の併用式。ふだん

1 災害時



2 平常時



はコンセントに差し込み、停電の際は電池に切り替える。もし、ボリュームを下げていても、緊急一斉放送時には自動的に、大きな音が出る仕組みになっている。(中略) 親局では午前七時、正午、午後六時の時報や村からの行事のお知らせ、気象情報などを流しているが、どの家庭でもはっきり受信できると好評である。(以下略)

さてこの防災行政無線の通信体制は、前ページの図のとおりである。

(笠井 鎮雄)